今月のお知らせ 第357号

税理士法人 大嶋会計

本年も大変お世話になりました。 年内は 12 月 28 日 16 時半でオフィスク ローズとなりますのでご了承下さい。 年始は 1 月 5 日からとなります。

TEL 043-241-6121 FAX 043-243-3430 URL https://www.osmk-ohb.co.jp 令和 5 年 12 月 1日 代表社員 大 嶋 幸 児

●意外と多いインボイスの誤解

10月から始まったインボイス制度ですが、私たちも10月に支払った領収書等を目にする機会が増えました。なかでも気になるのは飲食店等が発行した領収書です。飲食店では、オリジナルの領収書ではなく市販のものにインボイス番号をゴム印で押すというケースが多いですね。

飲食店などが発行する領収書は正確には「簡易適格請求書」というのですが、通称「簡易インボイス」と呼ばれ、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業、駐車場業(いわゆるコインパーキング)など不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業の場合に限り、その交付が認められています。何が簡易かというと以下の2点が異なります。

- ① 「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」の記載が不要であること
- ② 「税率ごとに区分した消費税額等」又は「適用税率」のいずれか一方の記載でよい

①はいわゆる 「宛名」 が書いていなくてもよいということですのであまり問題とならないのですが、②については以下のような誤解が多いです。

誤解の例示	結論
① T+13 桁のインボイス番号のゴム印が押されて	消費税額又は適用税率の記
いれば正規のインボイスとして認められる。	載がないと NG
② 適用税率の記載はあるが、消費税額が書かれて	簡易インボイスの場合は適
いないのでインボイスとして認められない	用税率だけの記載でも OK
③ インボイス番号が書かれているが、消費税額又	自ら修正することは NG。先
は適用税率の記載がないので、自分で書き加え	方に再発行して貰うか修正
た。	をしてもらう必要あり。

インボイス制度をよく勉強されている方でも②を誤解されている方も多いのでご留意下さい。③は実務的には気持ちはよくわかりますが・・・ダメです。暫くは貰ったその場で税率が書かれているかを確認した方がよいかもしれません。

● 令和 5 年度以降の財産債務調書

年末が近づいております。私たちにとっては嫌な季節が近づいているのですが、皆様にも税務署に提出する資料の改定がありますのでお知らせします。

「財産債務調書」とは、その年の12月31日現在の財産債務の金額を税務署に報告する調書をいいます。全員が出さなければならない訳ではなく一定の財産を有する人に限定されますが、その要件が以下のとおり改正されております。

改正前(令和4年まで)	改正後(令和5年から)	
以下の①及び②を満たす方	改正前の提出義務者(左記の①及び②を満たす	
① その年分の退職所得を除く各種所得の金	方)のほか、 以下の方も提出義務者となりま	
額の合計額 が 2,000 万円を超える場合	す。	
② その年の 12 月 31 日において、その合計	その年の 12 月 31 日において、その合計額が	
額が 3億円 以上の財産 又は 1億円以上の	10 億円以上の財産を有する方	
国外転出特例対象財産 (例:有価証券、未		
決済信用取引)を有する場合		

これまでは財産をたくさんもっていても所得が 2000 万円以下なら財産債務調書を 提出する必要はなかったのですが、所得がなくても 10 億円以上の財産を有する場合 には提出が義務付けられます。

財産債務調書を提出していない場合に、その財産に関して所得税の申告漏れがあると過少申告加算税や無申告加算税が 5%上乗せされる罰則があります。逆に財産債務調書を提出していれば、その財産に関して所得税・相続税の申告漏れがあっても過少申告加算税や無申告加算税について 5%の軽減があるというメリットがあります。相続で財産を取得した方、保有する有価証券等の時価が大きく上昇した方、自ら経営する会社の純資産が大きく増えた方などは特に留意が必要です。

以上